

「公益法人の認定、一般法人への認可に伴う金融機関への告知・申告について」(21.1.24)

特例民法法人が、公益社団法人・公益財団法人に認定された場合、または一般社団法人・一般財団法人に認可された場合等には、税務上、下記のような名称変更等の告知・非課税申告等の手続きをする必要がありますので、取引金融機関等に具体的にご確認ください。

記

1. 特例民法法人が公益社団法人・公益財団法人に認定された場合

移行日以後最初の利子・配当等の支払日までに、金融機関に対し、移行後の名称等の記載のある登記事項証明書等の確認書類の写しを提示して告知(注 1)を行うとともに、取引のある金融機関所定の名称変更に関する届出書等を提出します。

また、預金の利子については非課税を受けるための法令上の手続は不要ですが、公社債等(注 2)の利子等について非課税を受けるためには、移行後の最初の利子等の支払日の前日までに、所定の書類を添えて、あらためて移行後の法人名で非課税申告書を金融機関経由で税務署長に提出する必要があります(従前に非課税申告書を提出していても、改めて非課税申告書を提出しなければ、利子等の全額が課税されます。)

(注 1)税務上、当座預金・普通預貯金・通知預貯金・別段預金等流動性預貯金、無記名公社債等は移行の告知は不要ですが、そうした法令上の規定とは別に、名称変更に関する届出書等の提出が必要となります(金融機関ごとのルールがあります)。

(注 2)公社債等とは公社債、貸付信託、公社債投資信託等(原則として振替口座簿への記録・記載がされているもの)であり、これらの利子等については非課税申告書を提出した場合に限り非課税措置が適用されます。

2. 一般社団法人・一般財団法人が公益社団法人・公益財団法人に認定された場合

手続きは、上記の 1. と同様です。

3. 特例民法法人が一般社団法人・一般財団法人に認可された場合、または公益社団法人・公益財団法人が一般社団法人・一般財団法人となった場合

告知等の手続きについては上記 1. と同様です。非課税の廃止にかかる手続はありません。移行日が属する利子等の計算期間に対応する利子等の全額が課税されます。

(ご留意事項)

移行による名称変更に伴う税務上の告知や、公益法人の認定に伴う非課税の適用等を円滑かつ的確に受けるためには、あらかじめ金融機関に対し、移行予定日等を連絡して手続きを確認しておく必要があります。また利子等の支払日に留意し、移行の登記を行った場合は、速やかに移行後の内容がわかる登記事項証明書・印鑑登録証明書等所定の書類を提示するなど移行にかかる届出を行います。なお、金融機関等の事務手続に時間を要する場合がありますので余裕をもってご対応ください。

(ご参考資料)

朝長英樹・鈴木修編著『精説公益法人の税務』272,273 頁(財団法人公益法人協会 2008) 以上